

建設工事に関わる複数使用関係の諸相

和田 真 一*

目 次

はじめに

I 建設工事現場での事故

II 公道での交通事故

III 複数使用者間の求償事件

結びに代えて

はじめに

1 715条（法令名のない条文は民法）の使用者責任の使用関係の要件は、従来、事実的な指揮監督関係があればよいとされてきた。これは、使用者と被用者との間に契約関係がなくてもよいとする意味がある一方、指揮監督関係が現実的に存在することを重視しすぎるとして批判も生じた。すなわち、指揮監督すべき地位があればよく、したがって、指揮監督すべきであるにもかかわらず指揮監督できていないときにも使用関係は認められるべきとの見解である¹⁾。

このような使用関係の存否が問題になる例の一つとして、下請負人、孫請負人やその被用者と元請負人との複数使用関係の存否が問われる場合がある。本稿はその中でも中心的な事件類型の一つである建設工事に関わる判例を取り上げ、そこでの使用関係の判断基準を探ろうとするものである²⁾。

2 建設工事で使用関係が問題になるのは、建設工事現場での事業用車

* わだ・しんいち 立命館大学大学院法務研究科教授

両による事故、資材落下、作業員の転落などの事故と(→Ⅰ)、建設現場への往復途中などで生じる公道での交通事故がある(→Ⅱ)。それぞれについて、下請負人や孫請負人の被用者が被害者である場合と(→Ⅰの1、2、Ⅱの1、2)、これらの被用者が他の作業員または第三者に加害行為をした場合が考えられる(→Ⅰの3、4、Ⅱの3、4)。以上はすべて、元請負人と下請負人、孫請負人との間に重層的に使用関係が認められる場合であるが、このほか建設工事関係では、他の業者から重機などの車両を運転手やオペレーター付きで借り受けた場合の借主と貸主の使用関係が競合する場合がある(→Ⅰの5、Ⅱの5)。本稿では、前者を重層的使用関係、後者を競合的使用関係と呼ぶことにする³⁾。このほか、複数使用者のいずれかが被害者に損害賠償するなどし、その後に複数使用者間での求償が問題になる事例がある。これを最後に取り上げておきたい(→Ⅲ)。使用者責任の成立要件としての使用関係はその存否だけが問われるが、求償の局面ではその割合が問われる。

3 なお、Ⅰの1、2、Ⅱの1、2で取り扱うような、下請負人や孫請負人の被用者自身が被害者である場合には、雇用主である下請負人や孫請負人の安全配慮義務違反ほか、元請負人などの安全配慮義務違反が信義則上認められることがある。これらの場合には、下請負人や孫請負人の被用者に対する不法行為責任、これに対する元請負人などの使用者責任が問われることがある。

さらに、工事車両による建設現場や公道上の事故の場合、物損事故のときには使用者責任によるしかないが、人損事故の場合には自賠法の適用も問題となりうる(後掲【20】【24】【28】)。工事用車両は自賠法の自動車(自賠法2条1号)に含まれ、運行には車両の走行のみならず、クレーン車のクレーン操作等も含まれる(同条2号)⁴⁾。もっとも、道路以外の場所のみにおいて運行の用に供する自動車については、責任保険への加入は免除されている(自賠法10条)⁵⁾。建設現場内でのみ使用される車両はこれに該当し得るが、このときでも自賠法3条は適用される。したがって、下請負人の被用者の車両運転による人身事故があった場合に、元請負人が運行供用者と言

えるか、運行支配、運行利益が認められるかも問題となり得る⁶⁾。

I 建設工事現場での事故

1 元請負人と下請負人との使用関係

元請負人 A が下請負人 B の被用者 X が被った損害に対する使用者責任、A と B との使用関係が問われる事例である。

716条は請負人がその仕事について第三者に加えた損害について注文者の責任を原則として認めない。このことは、元請人以下の請負人が作業に関わる工事の注文者であっても同じである。注文者は注文または指図に過失があった場合に責任を負うに過ぎない⁷⁾。

元請負人は下請負人との関係で注文者であり、下請負人は孫請負人との関係で注文者である。しかしながら、以下に見るように、元請負人と下請負人などの間では単なる注文者と請負人の関係と見て716条が適用されることは原則としてなく、むしろ使用関係が肯定されるといえる。

【1】東京地判昭和59・10・22判時1161号134頁

A 建設会社は、東京都から護岸建設工事を請負い、B 建設会社はこの工事のうち仮設鋼である H 鋼、鋼矢板の引き抜き作業を行っていた。B 建設会社に雇用される作業員 X がこの作業にあたっていたところ、仕様書でも禁止されているバイプロ機をクレーンから外して杭などに仮置きすることが行われ、その結果、鋼矢板にかまして仮置きされていたバイプロ機が倒れて来て、バイプロ機と鋼板の間に挟まれた X が重傷を負った。

本人の損害賠償請求の根拠は債務不履行（安全配慮義務違反）であり、A 会社は B 会社の従業員 X に対して雇主と同視できる程度にその労務管理について指揮監督をなすうる関係を有していたということができ、信義則上、雇主と同様の安全配慮義務を負っていたというべきであり、その義務に違反したものと認められるとする。そうでなくとも、A 会社と X との間に使

用関係が認められ、使用者責任を負う。

他方、元請負人との使用関係を否定した次の判例は、元請負人が事情あって注文者と下請負人の間に入って、形式的な契約実体しかなかった事例である。

【2】岐阜地判平成27・7・8判時2280号111頁

B社が施行していた金属加工工場解体現場で、解体中の外壁が倒壊し、死亡した通行人の遺族が、元請負人のA社、A社の代表者a、A社から下請したB社、B社の代表者b、同専務取締役c、同工事現場監督dに対して715条に基づいて損害賠償請求したが、元請負人A社、aの責任は認められなかった。

A社はB社に解体工事を一括下請けさせていたが、A社には元請けであることから直ちにB社に指揮監督し本件工事の発生を防ぐ何らかの注意義務が認められるものではない。なぜなら、本件でのA社は、他社との取引関係への配慮から施主とB社との間に入る形で契約を締結しており、本件解体工事によって何ら利益を得ておらず、解体工事の工程や作業方法についても全く関与していなかったからである。このような立場であったA社やaがB社に対して安全確保の措置をとるよう指揮命令することが容易に可能であったとは認めがたい。

2 元請負人と孫請負人との使用関係

孫請負人Cのその被用者Xに対する不法行為に対し、元請負人A、下請負人Bの使用関係が問われる事例である。次の判決は、BがAの承諾を得ずにCを使用したときでも、AとCとの使用関係を肯定する。

【3】秋田地裁大館支判昭和49・12・10判タ322号214頁

鉄塔新設工事を電力会社からA社が請負い、その一部をBに請け負わせ、

さらに資材運搬用道路の建設などを B が C に請け負わせていた。山中の幅の狭い歩道を作業用道路に拡幅するため、C は、バックホーの運転手 X、助手に作業にあたらせていた。X がバックホーを運転中、操作を誤ったためバックホーが谷側に転落し、X がバックホーの下敷きとなって死亡した。X はバックホーの運転技術が未熟であり、それは C も認識しており、また助手はこれまで助手としての経験はなく、本件事故時にも障害物の除去などを任されているに過ぎなかった。

C は B の命令に服しており、かつ、B は C を使用することについては A の承諾を得ていなかったが、工事全般は A が統括して監督のための見回りや、現場の安全標識の設置などをしており、A、B に C との使用関係が認められる。

工事現場で元請負人が実際に指揮監督にあっている場合には、当然に、使用関係が肯定される。

【4】高松地判昭和54・11・21交通事故民事裁判例集12巻6号1510頁

中学校校舎新築工事を請負った地元大手の建設業者 A が、石材関係工事を B に下請けさせ、B が石材製品の運搬をさらに C に請負わせていたところ、C が運転する加害車両が後進して急停車した際に、積載していた石材製品（重量約120kg）が荷崩れを起こして落下し、X が下敷きになり受傷した。

本件工事は、A が町から請け負った工事であり、町の建設工事執行規則によれば A の直営工事とされていた。ところが、A は、本件工事を工程に応じて約20社（ほとんどが A の下請け業者グループである共栄会に所属する）に細分し、この共栄会所属の B に石材運搬を下請けさせたが、本件工事に関する工程及び安全管理についてのすべての指揮監督は A が行っていた。そして、B は、本件工事に必要な石材製品を自社工場で製造したが、自社では運搬部門を持たなかったため、工事現場までの石材製品の運搬を C に委ね、B の社員 1 名を同伴させて現場へ派遣した。現場では、A の常駐員か

ら、加害車両の停止位置、積み下ろし方法について指示を仰いでいる。以上の事実関係の下では、A から B、B から C へとピラミッド型の指揮監督関係が成立しており、C は A 及び B から重疊的に指揮監督を受けていたと言える。

次の事例も元請負人、下請負人との使用関係を認めるが、元請負人は下請負人と一体の関係にあるとしており、実質的には I の 1 の類型である。

【5】東京地判昭和62・3・27労働判例497号92頁

電気部品の製造販売などを行う会社が、土木建設工事の請負を行う A 会社に、工場新築工事を請け負わせ、A 社は B 社にこの新築工事のうち、油圧式エレベーターの据付工事を下請けさせ、B 社はさらにエレベーターの製作、据付、販売などを行う C 社に孫請けさせた。C 社の従業員 X は入社間もない未経験な労働者であり、C 社の現場監督と据え付け作業を完了させて片付け作業に入り、チェーンブロックを 1 階に降ろす作業をしていたところ、転落防止措置が何らとられていなかったために転落し死亡した。

C 社の安全配慮義務違反、不法行為責任は肯定したうえ、現場代理人に安全管理上の過失があったとして、B 社の使用者責任も肯定する。そして、B 社は A 社の 100% 出資により、A 社の建設部門を独立させたものであり、実質は一つの会社であるから、法人格否認の法理により、A 社も B 社と同一の責任を負う。

次の判例では、被害者の孫請負人被用者に対する元請負人の過失を認め、不法行為（709条）に基づく損害賠償を肯定する。

【6】東京高判平成30・4・26判時2436号32頁

独立行政法人都市再生機構（UR）が A 社に発注し、A 社が B 社に、B 社が C に下請けさせていた団地内の樹木管理工事に従事していた C の従業員

Xが、高所作業でもあるにも関わらず一丁掛け安全帯を用いていたため作業中に落下し負傷した。

A社は、B社に対し、個別の工事に関して安全指示書の交付により、一丁掛けの安全帯の着用、使用に関する指示を具体的に行い、週2回程度順守状況の確認を行っており、B社はこの指示に基づき、Cやその従業員に指示を行っていた。だとすれば、A社とCの従業員との間にも、特別な社会的接触関係を肯定できる指揮監督関係があったと言える。したがって、B社、A社いずれも、Cの作業員Xに対しても安全配慮義務違反の債務不履行責任があり、不法行為上の過失も存在するから不法行為責任も負いうる。

3 元請負人と下請負人の被用者との使用関係

下請負人Bの被用者Yが加害者であり、元請負人AのYとの使用関係が問われる事例である。

【7】最判昭和45・2・12判時591号61頁

Bの従業員Yが電流スイッチを切って感電防止措置をすることなくベルトコンベアを稼働させたため、他の作業員Xが感電して負傷した。【19】最判昭和37・12・14を引用して、元請負人A社はその社員で土木技術者である従業員を責任者として現場に詰めさせて、下請負人Bの工事施工を監督させていたばかりでなく、Bの被用者で工事の現場責任者に対してもA社の直接の被用者と同様の指揮監督をしていたというのであるから、A社は自らの被用者と同視すべきYが、A社の業務執行中その事故を惹起したものとして、A社の損害賠償責任を肯定した原判決は正当である。

【8】大阪地判昭和56・10・16判時1050号99頁

本件工事は守口市からA社が請負い、B社に下請けさせ、B社の従業員Yが車両型万能掘削機を運転していたところ、ヒューム管を吊って移動させるため、掘削用バケットからこれを吊っているワイヤーを外し、そのワ

イヤーでヒューム管を縛り、バケットは開閉用ワイヤーを付けたまま傍らに据えていたところ、バケット開閉用のワイヤーが作動してバケットが飛び跳ね、ヒューム管を受け取ろうとしていたB社の従業員Xを後方から直撃して下敷きにした事故である。

A社は工事現場に「A社建設工事事務所」を常設し、従業員3名を常駐させ、工事管理、品質管理、安全管理等本件工事の全般にわたり、B社の従業員の指揮監督にあたらせていた。したがって、A社とYとの間には雇用契約類似の使用関係があり、安全管理義務に違反した重機の運転者の過失行為による被害者の損害については雇用契約上の安全配慮義務違反に準じて賠償責任がある。かりに、この責任が認められないとしても、A社は自己の指揮監督する被用者と言えるYの過失により発生した損害について、使用者責任を免れない。

【9】宇都宮地判平成5・7・30判時1485号109頁

マンションの解体作業を請け負ったA会社の下請業者であるBの従業員Yが、マンションの解体作業を行っているとき、アセチレンガス切断機による鉄骨の切断の際に発生する高熱の鉄の溶融塊を、マンションに隣接するアパートの建物軒下のダンボール箱等の可燃物に飛び散らせて着火させ、当該アパートに延焼させ、同アパートを全焼させるに至ったため、同アパートの賃借人Xが損害賠償を求めた。

本件解体工事の施工についてYは、A社の被用者と同視し得る立場にあり、A社の指揮監督関係は直接当該従業員に及んでいるものと認められるから、この従業員が工事を行うについて発生させた損害については、A社は715条の使用者としてその賠償の責を免れない。

4 元請負人と孫請負人の被用者との使用関係

(1) 元請負人との使用関係肯定事例

孫請負人C(場合によってはひ孫請負人D以下)の被用者Yと元請負人A

（場合によっては加えて下請負人B以下）との使用関係が問われた事例である。

【10】 東京地判昭和50・12・24判時819号59頁

Aは東京都から請け負った工事を全て下請負人Bらを使って施行し、BはさらにCに孫請けさせていたところ、Cの従業員Yが誤って足場板を落させたため、Xが負傷した。Aは本件工事現場では各工事業者・下請業者の長というべき存在であり、Aの工事事務所において毎月3回の工程打ち合わせ会議を主宰し、各現場・下請けの工程を報告させてまとめ、全体の工事の段取りを定めて工程表として各業者に配布し、作業の指示をして各下請けに徹底していたほか、Aの現場事務所では毎日各下請の親方・職人の稼働状況をチェックして工事全体の進行を管理し、本件工事現場における安全施設及び危険防止の諸設備の設置並びにこの点に関する監督官庁への届け出などは一切Aが行い、Aが総括安全責任者とされていた。以上の事実によれば、Aは、下請業者及びその従業員に対して工事施工及び安全保持について具体的な指揮監督権を有しており、下請・孫請業者はAの手足に等しくAと一体の関係にあったものといえることができる。

【11】 高知地判平成1・5・31判タ708号208頁

A（日本道路株式会社）は宅地造成工事を請負い、B社に下請けさせ、さらにB社はCに下請けさせ、Cの従業員Yがパワーショベルの操縦をしていた。作業現場での掘削作業中、パワーショベルの不注意な操作により他の作業員Xの頭部にバスケット部分を衝突させ死亡させた。

Aは、本件工事現場に事務所を設置し、作業所長ほか技術職員2名を常駐させ、B及びCら孫請け業者やその従業員に対し、工事上の指図をし、その監督の下に工事施工にあたっており、BはAの指揮監督の下に自社従業員のほかCらの下請業者及びその従業員に対して工事の指図をし、その監督の下に工事を施工していたのであるから、YはCの被用者であると同時に、A及びBの被用者と同視すべき地位にある。

【12】福岡地裁小倉支部判平成10・3・26判タ1013号218頁

マンションの建設工事をA社が請負い、B社が下請け、Cが孫請けした。Cが雇用していた作業員Yはミニユンボで作業していたところ、過失により、そのカウンターウェイト部分を他の作業員に接触させた。

判決は、Yの不法行為につき、Cは使用者責任を負うとした上、A社の工事部長は車両系建設機械を運転できる法定の資格を有していなかったこと、ミニユンボの操作には必ずしも習熟していなかったこと、作業に従事するにあたり、作業員の機械との接触防止にはあまり配慮していなかったこと等を考慮し、A社の安全配慮義務違反を認める。また、そうでないにしても、A社は現場事務所を設置して工事部長を常駐させ、下請負業者の従業員などを全般にわたって、直接間接に指揮監督して、作業に従事させていたのだから、孫請負人Cの従業員Yとの間には実質的な使用関係があったものというべきである。

(2) 元請負人との使用関係否定事例

【13】名古屋地判昭和46・12・20判時661号70頁

Yが、狭隘な建物建設工事現場において使用していた小型のパワーショベルのパケットを回転させたところ、後部エンジン部分の錨が現場の水道蛇口で水を飲もうとしていた作業員Xの頭部に衝突し、死亡させた。

パワーショベルを運転していたYの過失を認め、雇用者であるCの使用責任を肯定した。しかし、元請負人A社、下請負人B社については、B社からの孫請負人のCはB社の専属的請負人（この元請人以外からの仕事は取らない下請負人）ではなく、またYの運行について直接、間接にYに対して指揮監督していたとは認めがたいとして、使用関係を否定した。A社についても同様に否定した。

次の判例は、下請負人との使用関係は認めるが、元請負人との使用関係を否定する。

【14】福岡地判平成9・12・25判タ985号217頁

炭鉱跡地の埋め立て工事をA社が請負い、A社はB社に下請けさせ、B社はさらにCに孫請けさせていた。B社の建設オペレーターXが動かなくなったブルドーザーの下に潜り込んで修理していたところ、Cの従業員Yがブルドーザーを動かしたため、Xが負傷した事故である。

A社は埋め立て工事現場に事業所を置いており、所長、次長各1名のほか技術課長3名、事務課長1名を置いていた。A社はB社に対して、ボタの採取先、製品や水洗ボタの運搬先、これらを運搬するダンプトラックの台数を指示していた。B社は、この指示に基づき、下請業者らに同内容の指示を出していた。本件ブルドーザーはB社がリースしていたものであり、運転手は毎朝点検をし、A社の技術課長に報告し、課長は車両系建設機械運転日報及び点検表にまとめて記載していた。判決は、Yの過失を認め、Cには使用者責任を認める。B社は、B社とCの関係が請負契約であるとしても、必要ダンプ台数や作業内容指示もしていたことからすると、B社が実質的にCの従業員を指揮監督していたものというべきであり、使用者責任を負う。他方、A社は、B社に対して指示を出していたが、ボタの採取先が複数あり、製品や水洗ボタの運搬先が工事の進展に伴って移動していくような埋め立て工事現場では、請負契約の注文として当然に必要な指示であり、この程度の指示により、A社がYを指揮監督していたとは言えないとした。

5 競合的使用関係

【15】金沢地判昭和48・8・28交通事故民事裁判例集5巻4号1143頁

A社は町から災害復旧工事を請け負い、一部をBに下請けに出し、そのほかは自らが施工していたが、ブルドーザーを4台所有し、運転手とともに貸し出すことを業とするCから、ブルドーザーとCの雇用する運転手Yを借りて、現場で整地作業にあたらせていた。ブルドーザーのセルモーターが故障したので、Yは修理を依頼したが、万一直らなかつたときには坂を

下る惰力でエンジンを起動させる必要があると考え傾斜地に停車させたところ、修理中にブルドーザーが勝手に動き出して、修理していたXが死亡した。

Yは、A社が直接施工する部分については、A社の現場監督にその都度作業する範囲、箇所の指示を受けて作業をし、Bの下請部分で作業する際には、Bの現場監督の指図で作業したが、Bの工事についてはA社が監督していた。CはYの雇用主であり、具体的作業指示がA社によってなされるのであっても、なお選任監督の権限を有するから使用者責任を負う。A社については、工事全体を指揮監督していたのだから、Yとは使用者と被用者の関係またはこれと同視できる関係にあった。

次の事例では、下請負人と、孫請負人と、元請負人が直接雇った固定式クレーンのオペレーターとの使用関係を否定した。

【16】 横浜地判平成2・11・30判タ64号194頁

施主からA社はビル新築工事を請け負い、A社はB社に、工事のうち鉄骨の加工、据付工事を請け負わせ、B社はC社に鉄骨据付工事を請け負わせた。A社が直接に雇ったY(個人)が固定式クレーンを操作中誤ってC社の下請け人であるDの従業員Xに衝突させたため、Xは約5.4メートル転落し、受傷した。Xは、B社、C社に対して損害賠償請求した。

A社は工事現場に現場事務所を設け、所長以下数名の従業員を常駐させていた。B社、C社、DはA社の現場所長の指揮監督の下、工事を進めていたが、B社、C社はA社の現場事務所ですら1回打ち合わせをただけで、B社の従業員が鉄骨を搬入するとき以外、工事現場に従業員を派遣することはなかった。また、A社とB社との請負契約には安全施設の設置は含まれておらず、これはA社が行うものとの了解があった。このような事実関係の下では、A社と現場所長が現場を支配し、その指揮監督の下、Yら従業員が作業に従事していたのであって、B社、C社が現場を支配し、Yに対

する指揮監督権を行使することはなかったというべきである。

6 小 括

(1) 元請負人 A が注文者から請負った工事を B に下請けさせたが、工事現場において自己の管理監督の下に工事にあたらせていた場合、下請負人の被用者 X に損害が発生したときには、B が X に対して安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任、不法行為責任を負うのはもちろん、A にも B との使用関係が認められ、X に対する使用者責任を負う（【1】）。形式的には、孫請負人が存在するが、元請負人と下請負人が実質的に同一会社と認定されるケースも以上と同様に考えてよい（【5】）。

同様に、元請負人 A が注文者から請負った工事を B に下請けさせ、さらに B が C に下請けさせた C の被用者 X に損害が発生した場合、C の X に対する責任は認められ、A と B もまた C の使用者として責任を負う（【4】）。その際、B が C の使用につき、A の承諾を得ていなかったとしても A との使用関係が認められ得る（【3】）。工事を組織的に統括している A は、このような無承諾使用のリスクも負い、これを回避しようとするなら、相応の対策をあらかじめとるべきであったと考えられる。元請負人の孫請負人被用者に対する安全配慮義務が認められ得るのであれば、元請負人の責任を使用者責任ではなく709条の過失責任を根拠とすることも可能である（【6】）。

I の 1、2 における元請負人と下請負人や孫請負人との使用関係はほぼ例外なく肯定されている。唯一否定されたのは、注文者と B が直接契約することに支障があり、全く形式的に A が請負って、注文者と下請負人の間に入った場合に限られる（【2】）。

(2) 下請負人 B の被用者 Y の不法行為に対して B が使用者責任を負うのは当然であるが、元請負人 A の使用者責任が問われる場合でも、現場において A が指揮監督している場合には使用関係が認められる（【7】【8】【9】）。1のように元請負人や孫請負人の被用者が被害者ではないため、安全配慮義務は問題とならないものの、現場で A が指揮監督し、その下で B が Y

を指揮監督している構造が存在する限り、使用関係は当然に認められる。

このことは、孫請負人の被用者 Y が第三者に不法行為を行ったときにも同様に当てはまる(【10】【11】【12】)。古い判決では具体的な指揮監督がなかったとして使用関係を認めない例があるが(【13】)、現場を元請負人が統括していると認められるときに、元請負人との使用関係を認めないのは(【14】)、つまり下請負人との関係で注文者たる立場にとどまると認められる場合に限られると言えよう。

(3) A が B から車両と運転手 Y を借り受けて作業にあたらせる競合的使用関係が問われる事例では、B の Y に対する具体的な指揮監督は問題にならず、Y を選任監督する者として使用関係が認められる。これに対して A との関係では具体的な指揮監督の存在が問われる(【15】)。したがって、A が B から借り入れた運転手に対し、同時に現場で被用者を派遣していた下請負人や孫請負人との間に使用関係が認められないのは(【16】)当然である。

II 公道での交通事故

自動車損害賠償保障法は1955年7月29日に公布、公布から8か月以内に段階的に施行された。下請負人や孫請負人またはその被用者が運転する自動車の事故に元請負人などが自賠法3条の運行供用者責任を負うかどうかは、かつては重要な論点であった。それゆえ、人身損害の場合でも、加害車両への運行支配の要件よりも、人的な使用関係という面が強調されがちな使用者責任も併せて請求根拠として主張されていた。しかし、現在では、元請負人が運行供用者として責任を負うことは前提に、より具体的な判断基準の問題となっている⁸⁾。

1 元請負人と下請負人の使用関係

交通事故で元請負人 A と下請負人 B の間に使用関係が認められたのは次の1件である。

【17】東京地判昭和47・2・25判タ277号301頁

Bの運転中に自動車と人との衝突事故をおこした本件加害車両はもとA土木会社の所有であったが、Bが買受けた。その際登録上の所有名義はBの内縁の妻名に変更したが、車体には従前のまま、A社の商標及び電話番号が表示されていた。Bは、もとA社の従業員であり、かつ、A社の代表取締役aの義弟であって、形式的にA社より独立し、加害車を譲り受けて、残土運搬の仕事を始めていたが、A社の下請けないしは手伝いの仕事が少なくなかったから、A社はBの使用者に当たる。そして、A社は代表取締役の個人会社であるとして、aに代理監督者責任を認めた。

2 元請負人と孫請負人との使用関係

【18】大阪地判昭和54・4・24交通事故民事裁判例集12巻2号534頁

Aから下水処理場の盛土工事を請負ったBがCに土砂運搬作業を孫請けさせ、Cが工事現場に土砂を降ろし土砂採取場に引き返す途中で、人と衝突する事故が発生した。Bは、Cを含む17、18名の者に土砂運搬を請け負わせていたが、Cらはいずれもダンプカー1台を所有して運送業を営む者であった。また、この作業中、ダンプカー運転手は固定していたわけではなく入れ替わりもあり、報酬は土砂1回の搬入量と搬入回数で決められ、拘束時間や最低搬入量の定めもなかった。このため、Aは搬入量と搬入回数を点検する以外は、Cら孫請業者の作業内容に指示命令したり、監督することはなかった。このような事実関係の下では、A、BのCに対する指揮監督関係を認めることはできない。

3 元請負人と下請負人の被用者との使用関係

【19】最判昭和37・12・14民集16巻12号2368頁

公共工事の下請負人Bが自宅に帰るため、下請負業に使用する元請負人A名義の自動車の運転をBの被用者Yに依頼し、これを承諾したYが本件自動車を運転中に同人の過失により生じた交通事故である。

元請負人が下請負人に対し、工事上の指図をし、もしくは、その監督のもとに工事を施行させ、その関係が使用者と被用者との関係、または、これと同視し得る場合において、下請負人がさらに第三者を使用しているとき、その第三者が他人に加えた損害につき元請負人が民法715条の責任を負うべき範囲については、下請工事の附随的行為またはその延長もしくは外形上下請負人の事業の範囲内に含まれるとされるすべての行為につき元請負人が責任を負うものと解すべきではなく、第三者に直接間接に元請負人の指揮監督関係が及んでいる場合になされた第三者の行為のみが元請負人の事業の執行についてなされたものというべきであり、その限度で元請負人は第三者の不法行為につき責任を負うとし、使用関係、事業執行性を肯定した原判決を破棄し、差戻した。

【20】大阪地判昭和41・12・22判タ202号197頁

Bは土木建築業を営む者で、運転手としてYを雇っていた。土木建築会社Aは、Bに下請け工事をさせていたが、Bは本件事故当時はA社以外と下請け工事契約を締結せず、下請け工事に必要なセメントその他必要な材料、人夫の配置などにa(A会社の代表取締役の弟で常務取締役)名義の加害車両を使用していた。本件事故も、A社からの下請工事のために人夫を募集し、その運搬中に発生した。A社とBとの下請契約においては、Bの施工する下請工事についてA社が工事明細書を示して工事内容や必要な人夫の数などを指示するようになっており、aが毎日のように工事現場に工事施工の監督に来ていた。このような事実関係の下では、A社はBを通じてYに指揮監督を及ぼしていたと言え、使用関係が認められる。

【21】神戸地判昭和44・1・30交民集2巻1号121頁

土木建築請負業者Aの専属的下請業者Bが、Aの了解を得て、使用者名義等をAとしてマイクロバスを購入し、車体にその名称を表示していたところ、Bの雇用するYが下請工事現場からマイクロバスに人夫を乗せて

帰る途中に自動二輪との衝突事故を惹起した場合、AとYとの間に使用関係が認められる。しかし、事故につき、Aの代表取締役aは、Yを選任監督を担当していたものとは認められず、代理監督者責任を負わない。

【22】 東京地判昭和47・9・11判タ288号337頁

排水工事現場から移動途中のYによる交通事故である。Bは個人経営の配管業を営んでいたが、土木建設請負業を営むA建設の排水管工事の下請けを行うようになり、この工事に当たっては、AまたはAが選定した監督員の監督に服し、A建設の表示を施してある工事現場に常駐して作業にあっていた。自動車運転者Yは、Bに自動車運転手として雇用されていたが、以上の事情から、Y自身もA建設が勤務先で、Bは職務上の上司と信じて行動しており、本件事故も下請け工事に使用するため点検後、作業に従事してから、ガソリンなどの給油に赴いた途中で発生したものである。A建設は、下請け工事のために利用する加害車の運転業務について監督する立場に立っていたとして使用関係を認める。

次の判決は、実際の指揮監督の有無ではなく、指揮監督しうる立場にあることを明言した点で注目される。

【23】 東京高判昭和53・8・28判時909号49頁

建設現場に向かう途中でのYによる交通事故である。A社は組立ハウスを販売し、これに附帯する外装及び内装工事を施工する事業を営んでいる。そして、A社はこの内外装工事をすべて下請に出していた。下請負業者は外装版と内装班に分かれ、各6班あって、各班は3、4人で編成されていた。下請の形態は手間請けと言われるもので、工事材料は釘を除き元請負人であるA社が提供し、下請負人は単に労務を提供し、出来高に応じて工賃を請求して、翌月25日に工賃として報酬が支払われる仕組みになっていた。

A社は下請負人になる一つの条件として自動車を使用できることを求め、自動車の使用に要する維持費、ガソリン代、車検、保険などの費用について、工事出来高を基準としてではあるが、経費の一部として下請負人に支給していた。工事現場の監督は4日に1度くらいの割合でA社係員が行っていた。Bは、A社の専属的下請負人で、現場ではA会社の一員としてあいさつし、注文主から受け取る工事完成確認書も、A社の従業員の立場で受領していた。このような事実関係の下では、A社とBの間に使用関係が認められる。

Bは、下請負業を行うために、大工、運転手などの従業員を常時2、3名雇っており、本件加害自動車の運転手Yもその1人である。その雇用、現場での作業、自動車運転の指示にA社の関与はなく、Bが直接行っていたが、A社とBとの関係からすれば、A社は容易にYらに指揮監督を及ぼし得る立場にあったと言えるから、A社の指揮監督は間接的にYの自動車運転行為にも及んでいたと言える。

【24】大阪地判昭和54・6・28判時945号81頁

建築現場から帰路での自動二輪との衝突事故である。A社は建築請負会社であり、Bは長年Aの大工職の専属的な下請業者であり、YはBに十数年前に弟子入りし、直接はBに雇用されてBと共にA社の建築工事に従事しており、この事件後はA社に直接雇用されることになったが、それ以前からYは賃金をAから直接受け取り、BもYも工事現場に行く前にAの事務所に立ち寄り、作業終了後にも立ち寄ってA社の代表取締役aなどから指示を受けており、aは工事現場でBやYに指示を出すこともあった。この事実のうえでは、BやYはA社従業員と同視できる地位にあったといえる。このように述べて、使用関係は肯定する。しかし、当日、Yは寝過ごしたので、自分の車で現場に行き、その帰路の事故であり、事業執行性がないとし、また、自賠法3条の運行供用者性も否定した。

4 元請負人と孫請負人の被用者との使用関係

建設工事に複数使用者が関与する公道での交通事故については、該当する公表判例が見当たらなかった。Ⅰの3と4と同様、この場合にもⅡの3と同様に考えるべきであろう。

5 競合的使用関係

次は、トラック運転手付きで借り受けた業者との使用関係を認めたが、貸出側との使用関係を否定した点に特徴がある。

【25】最判昭和41・7・21判時457号35頁

道路工事従業員をトラック荷台に乗車させていたところ、Yの運転の誤りにより転落、負傷させた事故。A社は道路工事を請け負い、この工事のためにBからトラック3台をYら運転助手付きで借りており、YはA社の工事現場に来てすべてA社の現場監督の指揮に従い砂利、土、石等の運搬に関与し、時には自らトラックの運転もし、A社の飯場でA社の作業員と共に生活していたもので、工事についてはBの指図を受けたことはなかったという本件事実関係のもとにおいては、YはA社の被用者に当たる。

6 小 括

(1) ベースとなる考え方は、元請負人と下請負人の被用者との使用関係が問われた【19】が使用関係を否定する文脈で示した「下請け工事の付随的行為又はその延長もしくは外形上下請負人の事業の範囲内とされるすべての行為につき元請負人が責任を負うものと解すべきではなく、第三者に直接間接に元請負人の指揮監督関係が及んでいる場合にされた第三者の行為のみが元請負人の事業の執行についてなされたものというべき」という判断である。【18】は、事実的指揮監督関係の有無が問われ、個人事業者であるダンプカー運転手を孫請負人として使用したが公道上の事故の場合、下請負人との関係も注文者、請負人の関係であると見る。同じく使用関係を

否定する【24】も、建設現場では元請負人の指揮監督の下で作業にあたっていた下請負人所有の自動車の現場からの帰路の事故について使用関係を否定する。これは、工事遂行の過程で生じた事故でないことがその理由であり⁹⁾、また、マイカーの業務使用の際の運行供用者性の判断にも沿うものである¹⁰⁾。

これに対し、使用関係の肯定事例は、車体に元請負人の商標、電話番号の表示、元請負人からの仕事が多く、形式的に元請負人の会社から独立したに過ぎない(【17】)、専属的下請業者である(【18】【21】)、元請負人が下請負人及びその被用者に工事現場において具体的に指揮監督しており、その工事現場に人夫を運ぶ途中での事故(【20】)、工事現場から給油に向かう途中での事故(【22】)の場合である。下請負人被用者との関係では、元請負人の直接の指揮監督がない場合は考えられるが、指揮監督し得る立場にあったとして使用関係を認める(【23】)。実質的に同一会社であることを理由とするものを除き、注文者から元請負人が受けた工事との関連性が問われることは、建設工事現場での事故と異なり、公道上の交通事故では当然である。

(2) 競合的使用関係では、工事現場のケース(【15】)と異なり、車両の借主との間にもみ使用関係を認め、貸主側との使用関係を認めない(【25】)。しかし、その後の最高裁判例では選任監督すべき関係にあることに基づき使用関係を認めている(Iの【15】、Ⅲの【28】)。【25】は【19】の4年後の判決であり、事実的指揮監督の存在を重視した結果となっており、現在では原則として貸出側の使用関係も残ると考えるべきである。

Ⅲ 複数使用者間の求償事件

1 重層的使用関係の場合

使用者責任成立要件としての使用関係は存在するかしないかのいずれかの判断となる。それでは、複数の者に使用者責任が成立する場合に、使用者間での求償はどうなるであろうか。

次の判例は、重層的使用関係における使用者間の損害賠償責任につき、加害被用者と指揮監督関係の強弱を認める。

【26】大阪地判平成21・10・21判時2081号39頁

神戸市から A 特定工事建設共同体（以下「A 共同体」という）は神戸空港建設工事を請け負っていた。A 共同体は埋め立て工事の土砂運搬作業を B 社に請け負わせ、B 社は C 社に、さらに C 社は D 社に請け負わせた。D 社が雇用する船長 Y が、風速21ないし28メートルの風が吹くことが予見可能であったのに、必要な措置を講じなかったため、作業船が漂流し、空港連絡橋に衝突した。A 共同体が神戸市に損害賠償し、損害賠償請求権を代位したとして、A 共同体が D 社に対して損害賠償請求した。

判決は、A 共同体、D 社共に Y の使用者であり、それぞれ損害賠償責任を負う場合、Y による不法行為と D 社の事業との関連性及び Y に対する D 社の指揮監督関係は強い一方で、A 共同体の事業との関連性及び A 共同体による指揮監督関係は D 社に比べ弱いこと、その他の事情を考慮すると、A 共同体は D 社に対して 3 割を減じた額の求償権を有する、と述べた。

2 競合的使用関係の場合

これに対して、競合的使用関係の場合、715条は代位責任であるとする¹¹⁾、A の被用者 Y1 と B から車両ごと借り受けた運転手 Y2 との共同不法行為によって X に損害が発生場合の A と B の負担割合は、共同不法行為者として被害者に対して連帯して賠償責任を負う Y1 と Y2 の過失の割合と同じと考えることができる¹²⁾。

しかし、実際に問題となった事件はより複雑である。**【28】**の1審判決から事実関係をまとめると、概要以下のとおりである。

【27】東京地判昭和62・11・24交通事故民事裁判例集20巻6号1473頁

A 社は、ある石産株式会社の工場の碎石プラント改造工事及び製砂プラ

ント工事を請け負い、C社はそのうち集塵機設置工事などをD社に下請けさせ、D社はさらにE社に、E社はさらにF社に下請けさせ、玉掛け資格を有するF社の代表取締役Y1が工事を施工した。B社は、A社に運転手Y2付きでクレーン車を貸与した。Y1の玉掛、Y2のクレーン車操縦で鋼管の移動作業を行っていたところ、釣り上げられた鋼管が落下し、現場で溶接作業を行っていたXを負傷させた。Y1、Y2双方の過失が認定され、B社がXに損害賠償したため、B社からA社に対し求償した。

最高裁は、共同不法行為者間の負担部分は各過失割合によって決まり、それを超える部分についてについて求償ができ、各不法行為者に使用者が存在する場合、使用者は被用者の責任を代位するから、使用者間の求償についてもこの考え方は妥当するとしつつ、使用者の負担割合について次のように述べる。

【28】 最判平成3・10・25民集45巻7号1183頁

「一方の加害者を指揮監督する複数の使用者がそれぞれ損害賠償責任を負う場合においても、各使用者間の責任の内部的な分担の公平を図るため、求償が認められるべきであるが、その求償の前提となる各使用者の責任の割合は、被用者である加害者の加害行為の態様及びこれと各使用者の事業の執行との関連性の程度、加害者に対する各使用者の指揮監督の強弱などを考慮して定めるべきものであって、使用者の一方は、当該加害者の前記過失割合に従って定められる負担部分のうち、右の責任の割合に従って定められる自己の負担部分を超えて損害を賠償したときは、その超える部分につき、使用者の他方に対して右の責任の割合に従って定められる負担部分の限度で求償することができるものと解するのが相当である。この場合において、使用者は、被用者に求償することも可能であるが、その求償し得る部分の有無・割合は使用者と被用者との間の内部関係によって決せられるべきものであるから、使用者の一方から他方に対する求償に当たって、

これを考慮すべきものではない。

また、複数の者が同一の事故車両の運行供用者としてそれぞれ自賠法3条による損害賠償責任を負う場合においても、右と同様に解し得るものであって、当該事故の態様、各運行供用者の事故車両に対する運行支配、運行利益の程度などを考慮して、運行供用者相互間における責任の割合を定めるのが相当である。」

まず注意すべきは、【25】と同じく車両貸出側が被用者に対して具体的に指揮監督をしていたわけではないが、使用関係は残ることを前提としている点である。次に、使用者の負担部分を定める際に、単純に被用者の過失割合ではなく、各使用者の指揮監督の強弱等を問題にする点である。本件のように、借受側の工事が多層下請になっており、その最下層の下請負人と借り受けた運転手との共同不法行為が問題になるときは、なおのことであろう。

3 小 括

元請負人が被害者である被用者や第三者との関係で、使用者として責任を負う場合でも、内部的には責任を分担することになる。その場合に、単純に被用者の過失割合で負担割合を決められないのは明らかである。各請負人に負担部分が認められることは、元請負人が安全管理を統括的に行っている場合であっても、内部的には下請負人や孫請負人が何も義務を負わないのではなく、元請負人への協力義務を含め、被用者や第三者に対する安全配慮義務を負うことを示している¹³⁾。

結びに代えて

重層の使用関係では、元請負人との使用関係が認められるには事実的監督関係がなければならないという基準は、交通事故ケースの【19】判例に

端を發する。確かに、公道上の交通事故では、元請負人が下請けさせた仕事に関連して発生した事故であることは求められるが、事後的監督が行われていることは、工事現場での事故と同様に求められない傾向になってきている。

工事現場での重層的使用関係において、元請負人が工事全体を組織的に指揮監督しているときには、当該事故について具体的な指揮監督がなかったとしても使用関係が認められるのが原則である。工事現場の事故で公道上の交通事故事案の【19】をベースとした【7】は、修正を受けているといえる。

下請負人や孫請負人の被用者が被害者であり、元請負人被用者と同視し得るとしてこれらに対する安全配慮義務が認められるときには、元請負人の注意義務は直接当該被用者に及び元請負人の709条責任を認める判決も現れている。元請負人が指揮監督し得る立場にあることを使用関係認定の根拠にしたり、下請負人の元請負人の承諾を得ずに使用した孫請負人の加害行為に使用関係を認めるのも、元請負人が工事の遂行全体に管理義務(事故発生危険を除去する義務)を負っていることの現れである。

競合的使用関係で、車両の貸手側の使用関係を認めるのも、事後的指揮監督があるからではなく、監督義務が残るからであろう。

複数使用者間の求償事件は、元請負人に使用関係が認められ、被害者との関係では使用者責任を負うとしても、下請負人や孫請負人の各々の被用者や第三者に対する注意義務が必ずしもなくなるわけではないことを示している。

- 1) 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為下巻』(1985年・青林書院)684頁、澤井裕『事務管理・不当利得・不法行為〔第3版〕』(2001年・有斐閣)300頁、田上富信『使用関係における責任規範の構造』(2006年・有斐閣)89頁、潮見佳男『不法行為法Ⅱ〔第2版〕』(2011年・信山社)22頁、吉村良一『不法行為法〔第6版〕』(2021年・有斐閣)224頁等。
- 2) なお、複数人が工事に携わる場合でも、それが共同企業体を組織している場合には、構成員の不法行為に対して企業体が責任主体となりうる(鹿児島地判昭和48・6・28判時720号86頁等。後出Ⅲの【26】でも建設共同体が当事者となっている)。近時、建設工事に複数

- の企業体が関与する場合の形態はさらに多様になっているといわれる（笠井修『建設工事契約法』（2023年・有斐閣）375頁以下参照）。
- 3) 大塚直編〔中原太郎〕『新注釈民法（16）債権（9）』（2022年・有斐閣）111頁は、元請負人、下請負人のように使用関係が重複する場合を重層的使用関係、運転手の借り受けタイプを競合的使用関係と類型化している。本稿もこれに倣う。
 - 4) 国土交通省物流・自動車局保証制度参事官室監修『三訂逐条解説自動車損害賠償保障法』（2023年・ぎょうせい）56頁、北河隆之＝中西茂＝小賀野唱一＝八島宏平『逐条解説自動車損害賠償訴訟法〔第3版〕』（2024年・弘文堂）6頁。
 - 5) 自動車局保証制度参事官室監修・前掲注（4）121頁、北河＝中西＝小賀野＝八島・前掲注（4）124頁。
 - 6) 藤村和夫＝山野嘉朗『概説交通事故賠償法〔第3版〕』（2014年・日本評論社）141頁。
 - 7) 注文者の責任の否定例として、大阪地判昭和60・3・1判時1162号121頁、注文者の責任の肯定例として、広島地判平成10・3・24判時1638号32頁がある。後者は、広島新交通システム（アストラムライン）建設工事中の事故で、注文者は広島市である。716条ただし書のほか、民間建設工事請負約款19条、公共工事建設請負約款28条においても、発注者に帰責事由ある場合には発注者が責任を負うが、それ以外は受注者が責任を負う旨が定められている（島本幸一郎＝川尻恵理子『〔改訂4版〕現代建設工事契約の基礎知識』（2018年・大成出版）159頁）。
 - 8) 羽生雅則「元請・下請（1）（2）」判タ212号50頁、福永政彦「元請・下請」判タ268号71頁、浜崎恭生「運行供用者責任の新展開」ジュリ431号113頁、青野博之「元請・下請」小川英明＝佐々木一彦＝浦川道太郎編『交通損害賠償の基礎知識上巻』（1995年・青林書院）18頁、神田洋次「元請・下請関係」交通事故判例百選〔第4版〕8頁。
 - 9) 藤村和夫＝伊藤文夫＝高野真人＝森富義明編集『実務交通事故訴訟体系第2巻責任と保険』（2017年・ぎょうせい）119頁。
 - 10) 前掲注（9）122頁。
 - 11) ただし、使用者責任を代位責任と見ることは、被害者に損害賠償した費用者から使用者へのいわゆる逆求償を最高裁が認めたことますます困難になっているといえる（拙稿「民法715条における使用者の負担部分——最高裁令和2年2月28日判決に関する覚書——」立命館法学399=400号（2022年）1136頁以下）。
 - 12) 民法改正により連帯債務者の内部関係から絶対的効力事由が減ったことで不真正連帯債務は不要であり、連帯債務で足りるとする見解がある。この場合でも、従来の不真正連帯のように、他の連帯債務者への求償を自己の負担部分を超えるときにのみとするか、442条の文言通り自己の負担部分を超えない場合にも求償を認めるかという問題は残るが、ここでは立ち入らない（例えば、潮見佳男＝千葉恵美子＝片山直也＝山野日章夫編『福田誠治』『詳解改正民法』（2018年・商事法務）230頁以下参照）。
 - 13) 村木宏吉『入門から中級へ 建設工事現場の統括管理』（2020年・大成出版社）73頁以下。